

第6回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第6回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年11月21日受付

この申請は分家住宅建設のための一般住宅用地への農地転用です。

<議案第1号 番号1について説明>

議案第1号については以上です。

事務局 : 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年11月22日受付

この申請は露天駐車場として利用するための賃貸借権設定の農地転用です。

<議案第2号 番号1について説明>

次に、番号2 令和5年11月22日受付

この申請は露天資材置場として利用するための売買による農地転用です。

<番号2について説明>

次に、番号3 令和5年11月22日受付

この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号3について説明>

次に、番号4 令和5年11月22日受付

この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号4について説明>

次に、番号5 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号5について説明>

次に、番号6 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号6について説明>

次に、番号7 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号7について説明>

次に、番号8 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号8について説明>

以上で議案2号の説明を終了します。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号5についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号6についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号7についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、

部会としては、許可相当といたします。

次に、番号8についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第6回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第6回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : 今年の冬は例年になく暖かく、今後も暖冬になるとの予想とのこと。農業にもいろいろな影響が出ている。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は12名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 1番 山口 委員 3番 横堀 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年11月21日受付
この申請は分家住宅建設のための一般住宅用地への農地転用です。

<番号1について説明>

議案第1号については以上です。

議 長 : それでは、議案第1号について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第 2 号について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 5 年 11 月 22 日受付

この申請は露天駐車場として利用するための賃貸借権設定の農地転用です。

<番号 1 について説明>

番号 1 については以上です。

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 番号 2 令和 5 年 11 月 22 日受付

この申請は露天資材置場として利用するための売買による農地転用です。

<番号 2 について説明>

番号 2 については以上です。

議 長 : それでは、番号 2 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 2 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 次に、番号 3 令和 5 年 11 月 22 日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号 3 について説明>

番号 3 については以上です。

議 長 : それでは、番号 3 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 3 について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 次に、番号4 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号4について説明>

番号4については以上です。

議 長 : それでは、番号4について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 番号5 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号5について説明>

番号5については以上です。

議長：それでは、番号5について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号5は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長：次に、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局：番号6 令和5年11月22日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号6について説明>

番号6については以上です。

議長：それでは、番号6について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号6について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 6 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 7 について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 番号 7 令和 5 年 11 月 22 日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号 7 について説明>

番号 7 については以上です。

議 長 : それでは、番号 7 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 7 について、原案
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 7 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 8 について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 次に、番号 8 令和 5 年 11 月 22 日受付
この申請は一般住宅用地としての売買による農地転用です。

<番号 8 について説明>

番号 8 については以上です。

議長：それでは、番号 8 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 8 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 8 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。4 件受理しております。

<届出について説明>

以上で報告事項第 1 号を終わります。

続きまして報告事項第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1 件受理しております。

<届出について説明>

以上で報告事項第 2 号を終わります。

続きまして報告事項第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。2 件受理しております。

<届出について説明>

続きまして報告事項第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状

況について報告いたします。

今月は資料のとおり4件の合意解約の通知を受けております。

続きまして報告事項第5号 令和6年度玉村町農業委員会意見書に対する回答について説明します。

<意見書の回答について説明>

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○会費の集金について

○忘年会について

○賀詞交換会について

議長：その他、委員の方から何かありますか。
なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。